栄町循環バス有料広告掲載取扱要領

制定 平成 2 5 年 5 月 3 1 日 施行 平成 2 5 年 6 月 1 日 改正 平成 2 6 年 1 月 3 1 日 施行 平成 2 6 年 4 月 1 日 改正 平成 2 7年 3 月 2 7日 施行 平成 2 7年 4 月 1 日 改正 令和 元 年 8 月 2 7日 施行 令和 元 年 1 0月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、栄町有料広告掲載に関する基本要綱(平成18年 栄町告示第15号。以下「基本要綱」という。)に基づき、栄町循環 バス(以下「循環バス」という。)に広告を有料で掲載すること(以 下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準等)

- 第2条 広告掲載に係る広告の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)循環バスの車体に掲載する広告(以下「車外広告」という。)
 - (2)循環バスの車内に掲載する広告(以下「車内広告」という。
- 2 次に掲げる者については、広告掲載を認めないものとする。
- (1)個人にあっては、栄町暴力団排除条例(平成23年栄町条例第 16号)第2条第3項に規定する暴力団員等(以下この号及び次号 において「暴力団員等」という。)若しくは同条例第9条第1項に 規定する暴力団密接関係者(次号において「暴力団密接関係者」 という。)である者又は暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 法人又は法人、個人若しくは法人及び個人で構成される組合にあっては、その役員等のうちに暴力団員等若しくは暴力団密接関係者のある者又は暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 3 次に掲げる広告については、広告掲載を認めないものとする。
- (1) 車外広告にあっては、信号機、道路標識等に類似したデザイン等 によりこれらの効用を妨げるおそれのある広告
- (2) 鏡状の素材の使用等により道路交通上の安全を阻害するおそれのある広告

- (3) その他循環バスに掲載する広告として適当でないと町長が認める 広告
- 4 前2項に定めるもののほか、広告掲載の基準については、栄町有料 広告掲載基準(平成18年3月31日制定)の定めるところによる。 (広告の掲載位置等)
- 第3条 広告掲載に係る広告の掲載位置、掲載枠及び規格並びに広告掲載に係る料金(以下「掲載料金」という。)は、別表のとおりとする。 (広告の掲載期間)
- 第4条 広告掲載に係る広告の掲載期間は、次の各号に掲げる広告の種類に応じ、当該各号に定める期間を単位とする。ただし、4月から翌年の3月までの12月を限度とする。
 - (1) 車外広告 6月
 - (2) 車内広告 1月
- 2 前項の場合においては、月の初日から末日までをもって、1月とする。

(広告の掲載方法)

- 第5条 広告掲載に係る広告は、次の各号に掲げる広告の種類に応じ、 当該各号に定める方法により掲載するものとする。
 - (1) 車外広告 広告が印刷された車両用マグネットシートその他の取付け及び取外しが容易なものを循環バスの車体に貼り付ける方法
 - (2) 車内広告 ポスター等を循環バスの車内に掲示する方法 (広告掲載の募集)
- 第6条 広告掲載の募集は、広報さかえ、栄町ホームページ等に募集する広告掲載の概要、掲載料金、申込みの方法その他必要な事項を掲載することにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

- 第7条 広告掲載を希望する者は、広告掲載を希望する月の前月の5日 (その日が栄町の休日を定める条例(平成元年栄町条例第27号)第 1条第1項に規定する町の休日(以下この項及び第11条第2項において「休日」という。)に当たるときは、当該休日の翌日とする。)までに、栄町循環バス有料広告掲載申込書(別記第1号様式)により、町長に申し込まなければならない。
- 2 前項の規定による申込み(次条において「掲載申込み」という。)

- は、次に掲げる書類等を添付してしなければならない。
- (1) 広告の原稿
- (2) 会社案内、パンフレットその他の申込みをする者が営む事業の内 容等を明らかにする書類
- (3) 広告代理業を営む者が広告掲載を希望する者に代わって申込みをする場合は、委任状
- (4) その他町長が必要と認める書類等 (広告掲載の決定等)
- 第8条 町長は、掲載申込みがあったときは、基本要綱第6条第1項の 規定により、その内容を審査し、広告掲載の可否について決定するも のとする。
- 2 町長は、前項の規定による可否の決定を行う場合において、一の掲載枠に対し複数の掲載申込みがあるときは、次に掲げる要件に該当する掲載申込みを優先して当該決定を行うものとする。
- (1) 掲載申込みをした者が次に掲げる者であること。
 - ア 栄町の区域内に事務所又は事業所を有する法人
 - イ 栄町の区域内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81 号)に基づき住民基本台帳に記録される住所をいう。)を有する 個人
 - ウ アに掲げる法人、イに掲げる個人又はこれらの者で構成される 組合
- (2) 掲載申込みに係る広告の内容が元気なまちづくりに資するものであること。
- 3 町長は、前項の規定によってもなお第1項の規定による可否の決定 を行うことが困難なときは、抽選により、当該決定を行うものとする。
- 4 町長は、第1項の規定による可否の決定を行ったときは、栄町循環 バス有料広告掲載可否決定通知書(別記第2号様式)により、掲載申 込みをした者に通知するものとする。
- 5 町長は、前項の規定により広告掲載を認める旨の決定(以下「掲載 決定」という。)を行うに当たっては、広告の内容、デザイン、形状、 材質等(以下「仕様」という。)の変更を指示し、及び必要な条件を 付すことができる。
- 6 掲載決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定す

る期日までに広告物(掲載決定を受けた広告であって、循環バスに掲載することができる状態にあるものをいう。以下同じ。) を町長に提出し、その確認を受けなければならない。

(掲載料金の納入等)

- 第9条 広告主は、町長の発行する納入通知書により、当該納入通知書 において指定する納入期限までに、掲載料金を納入しなければならな い。
- 2 広告掲載に係る契約は、前項の規定による掲載料金の納入をもって 成立したものとする。

(広告主による広告掲載の取消し)

第10条 広告主は、掲載決定に係る広告の掲載期間が終了する前に、 広告掲載を取り消そうとするときは、栄町循環バス有料広告掲載取消 届(別記第3号様式)により、町長に届け出なければならない。

(広告の仕様の変更)

- 第11条 広告主は、掲載決定を受けた広告の仕様を変更しようとするときは、栄町循環バス有料広告掲載変更申込書(別記第4号様式)により、町長に申し込まなければならない。ただし、当該仕様の変更が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1)文字の書体又は書式の変更
 - (2) 誤字、脱字等を訂正するための変更
 - (3) 広告のデザインの変更であって、文字部分の装飾、網掛等に係るもの
 - (4) その他町長が軽微な仕様の変更として認めたもの
- 2 前項の規定による申込みは、仕様の変更をしようとする月の前月の 5日(その日が休日に当たるときは、当該休日の翌日とする。)まで にしなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による申込みがあったときは、基本要綱第8条第2項において準用する基本要綱第6条第1項の規定により、その内容を審査し、仕様の変更後の広告について広告掲載の可否の決定を行ったときは、栄町循環バス有料広告掲載変更可否決定通知書(別記第5号様式)により、当該申込みをした者広告主に通知するものとする。
- 4 第7条第2項(第2号を除く。)の規定は第1項の規定による申込

みについて、第8条第5項の規定は町長が前項の規定により掲載決定を行う場合について、同条第6項の規定は広告主が前項の規定により掲載決定を受けた場合について、それぞれ準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告の作成及び修正)

第13条 広告掲載に係る広告の作成及び修正は、広告主が行うものと する。

(広告の掲載、維持管理及び撤去)

- 第14条 広告掲載に係る広告の掲載、維持管理及び撤去は、掲載決定 に係る広告の掲載期間内に、広告主が行うものとする。
- 2 広告主は、広告掲載に係る広告の掲載、維持管理又は撤去を行おうとするときは、あらかじめその日程、工程等について町長と協議し、町長の指定する職員の立会いの下で行わなければならない。

(費用負担等)

- 第15条 広告掲載に係る広告の作成、修正、掲載、維持管理及び撤去 に要する費用は、広告主が負担するものとする。
- 2 広告掲載をした広告が消失し、又は破損した場合において、その修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失又は破損が栄町の責めに帰すべき事由によるものであるときは、栄町の負担とする。
- 3 前2項に規定する広告主が費用を負担すべき行為により循環バスの車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主の負担により、これを原状に回復するものとする。

(掲載料金の返還)

- 第16条 広告主の責めに帰することができない事由により広告掲載をすることができなかったときは、広告主に対し、既に納入された掲載料金の全部又は一部を返還するものとする。ただし、循環バスの検査、 点検、修理、補修、改良等又は天災その他の栄町の責めに帰することができない事由により広告掲載をすることができなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により返還する掲載料金は、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1)掲載決定に係る広告の掲載期間の全期間について広告掲載をすることができなかった場合 既に納入された掲載料金の全額
- (2)前号に掲げるもののほか、掲載決定に係る広告の掲載期間中に、 月の初日から末日までの全期間にわたり広告掲載をすることがで きなかった期間がある場合 既に納入された掲載料金のうち、当 該期間に相当する掲載料金の額
- 3 第1項の規定により返還する掲載料金には、利子を付さない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、既に納入された掲載料金は、 返還しない。

(広告主の責務)

- 第17条 広告主は、広告掲載をした広告に関する一切の責任を負うものとし、その内容等に関し第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の問題が生じたときは、広告主自らの責任で、これを解決しなければならない。
- 2 広告主は、広告掲載に関し、広告主の責めに帰すべき事由により栄 町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載をしようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の適用を受けるものである場合において、同法又は千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)に基づく許可を受ける必要があるときは、当該許可を受けなければならない。

(免責)

- 第18条 広告主は、循環バスの検査、点検、修理、補修、改良等又は 地震、水害、落雷その他の天災、火災、犯罪、交通事故等による循環 バスの一時的な運行の停止により広告掲載が一時的に停止される場合 があることをあらかじめ承諾するとともに、栄町に対し、その一時的 な停止を理由とした掲載料金の返還又は損害の補償を求めないものと する。
- 2 前項に定めるもののほか、町長は、広告主が広告掲載により生じた 損害について、これを賠償する責任を負わないものとする。ただし、 当該損害が栄町の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この 限りでない。

(広告掲載の中止、掲載決定の取消し等)

- 第19条 町長は、掲載決定を受けた広告の仕様が法令に違反し、若しくはそのおそれがあると認めるとき又は栄町有料広告掲載基準若しくはこの要領に適合していないと認めるときは、直ちにその広告掲載を中止し、広告主に対し、必要な改善その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 2 町長は、前項の規定による要求を受けた広告主が正当な理由がなく て当該要求に応じないときは、掲載決定を取り消し、当該掲載決定に 係る広告を撤去するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、町長は、広告主が次の各号のいずれかに 該当するときは、掲載決定を取り消し、当該掲載決定に係る広告を撤 去することができる。
- (1) 手形又は小切手の不渡りがあったとき。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押え、仮差押えその他の強制執行又は滯納処分を受けたとき。
- (4) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。
- (5)破産手続開始の決定を受けたとき。
- (6) 営業停止状態となったとき。
- (7) 行政機関から事業の運営に関し改善等の行政指導を受けたとき。
- (8) この要領に違反したとき又は第8条第5項(第11条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に従わないとき。
- (9)前各号に定めるもののほか、栄町有料広告掲載基準第3条各号のいずれか若しくは第2条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は非違行為があったことにより掲載決定を取り消す必要があると町長が認めたとき。
- 4 町長は、前2項の規定により掲載決定を取り消したときは、栄町循環バス有料広告掲載決定取消通知書(別記第6号様式)により、広告主に通知するものとする。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規

定は、平成25年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による広告掲載の募集は、この要領の施行前において も行うことができる。

(平成25年7月の広告掲載に関する特例)

3 平成25年7月に広告掲載を希望する者に関する第7条第1項の規定の適用については、同項中「広告掲載を希望する月の前月の5日(その日が栄町の休日を定める条例(平成元年栄町条例第27号)第1条第1項に規定する町の休日(以下この条及び第11条第2項において「休日」という。)に当たるときは、当該休日の翌日とする。)」とあるのは、「平成25年6月10日」とする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後に行う広告の掲載に係る料金について適用し、同日前に行った広告の掲載に係る料金については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和元年10月1日以後に行う広告の掲載に係る料金について適用し、同日前に行った広告の掲載に係る料金については、なお従前の例による。

別表 (第3条)

掲載位置		掲載枠	規格	掲載料金 (月額)
車外広告	車体右側下部	A	縦 7 5 cm×横 1 6 0 cm	5,240円
		В	縦98cm×横100cm	4,190円
	車体後面中部	С	縦 2 5 cm×横 1 3 0 cm	2,100円
	車体左側下部	D	縦 9 8 cm×横 8 7 cm	3,870円
車内広告	車内右側上部	Е	縦30cm×横 50cm	1,050円
		F	縦30cm×横110cm	- 1, 570円
		G	縦 3 O cm×横 9 O cm	
	車内左側上部	Н	縦 5 5 cm×横 5 0 cm	
		I	縦 5 5 cm×横 7 0 cm	